

平成28年8月

平成29年度

税制改正等要望書

日本洋酒酒造組合

理事長 岸本健利

# 平成 29 年度税制改正等要望項目

## 要望 1 洋酒系の発泡性酒類の増税反対・・・1 頁

平成 28 年度税制改正大綱の趣旨がビール系酒類（ビール、発泡酒、いわゆる新ジャンル）の税率の一本化を目論んでいるのであれば、当該酒類に限定した改正を実施すべきであります。ビール系酒類とは異なる缶チューハイなどの洋酒系のアルコール分 10 度未満の発泡性酒類にまでビールと同一の税率が適用されるようなことは趣旨に反するもので、そのような改正には絶対に反対です。

また、同大綱で「アルコール健康障害対策基本法が施行されたことにも留意する」とされていますが、洋酒系の発泡性酒類が大量飲酒の対象や未成年者飲酒などのアルコール問題を引き起こしているという因果関係はなく、洋酒系の発泡性酒類を狙い撃ちするような増税には絶対に反対です。

## 要望 2 洋酒に対するアルコール分に比例した度数課税の適用範囲の拡大と 1 度ごとの加算税率の引下げ・・・・・・・・・・4 頁

1 洋酒（ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、甘味果実酒及びリキュール）に対するアルコール分に比例した度数課税の適用範囲は、度数課税となっていない度数帯もあり限定的となっています。

近年の多様化する消費者ニーズに対応で

きるようにするため、度数課税となっていない度数帯もアルコール分に比例した度数課税の適用範囲とされるよう、その適用範囲の拡大を要望します。

- 2 また、最近ではアルコール分の低いチューハイやハイボールが好んで飲まれるとともに、高いアルコール分の洋酒も水割り・炭酸割り・果汁の混和等で低いアルコール分にして飲用されるなど、いずれも消費者が自ら健康に配慮した飲用実態となっています。このような実態を考慮し、今後、消費税が増税されることも踏まえ、洋酒に対する酒税は、アルコール分1度につき1万円の加算税率を、少なくとも消費税の増税される率分は引下げられるよう要望します。

### 要望3 薬酒に対する軽減税率制度の導入

・・・・・・11頁

薬酒（薬事法上の医薬品）は、致酔飲料というより、薬として高齢の人あるいは虚弱体質の人等が健康保持、健康回復等のために飲用しているものです。薬酒が、国民の健康増進、福祉の向上等と深く関係している酒類であることを考慮され、大幅な酒税の軽減をされるよう要望します。

### 要望4 混成酒類の基本税率の改正・・・・・・13頁

混成酒類の基本税率を蒸留酒類と同じ税率に改正するよう要望します。

- 1 混成酒類の基本税率(1 kℓ当たり 22 万円で、アルコール分が 21 度以上のものにあつては 22 万円でアルコール分が 20 度を越える 1 度ごとに 1 万 1 千円を加えた金額)。
- 2 蒸留酒類の基本税率(1 kℓ当たり 20 万円で、アルコール分が 21 度以上のものにあつては 20 万円でアルコール分が 20 度を越える 1 度ごとに 1 万円を加えた金額)。

## 要望 5 流通市場における被災酒類及び変質等 酒類の酒税現地還付制度の導入・14 頁

流通市場の酒類販売業者の所持する酒類について、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を導入されるよう要望します。

また、廃棄する場合、廃棄処理施設の発行する廃棄証明書により、酒税の還付が受けられる制度を導入されるよう要望します。

## 要望 6 制度の簡素合理化・・・・・・・・・・16 頁

酒税法を見直し、申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

## 要望 1 洋酒系の発泡性酒類の増税反対

### 〔要旨〕

平成 28 年度税制改正大綱の趣旨がビール系酒類（ビール、発泡酒、いわゆる新ジャンル）の税率の一本化を目論んでいるのであれば、当該酒類に限定した改正を実施すべきであります。ビール系酒類とは異なる缶チューハイなどの洋酒系のアルコール分 10 度未満の発泡性酒類にまでビールと同一の税率が適用されるようなことは趣旨に反するもので、そのような改正には絶対に反対です。

また、同大綱で「アルコール健康障害対策基本法が施行されたことにも留意する」とされていますが、洋酒系の発泡性酒類が大量飲酒の対象や未成年者飲酒などのアルコール問題を引き起こしているという因果関係はなく、洋酒系の発泡性酒類を狙い撃ちするような増税には絶対に反対です。

### 〔説明〕

- (1) 平成 28 年度税制改正大綱では、酒税に係る検討事項として「類似する酒類間の税負担の公平性の観点等も踏まえ、同一の分類に属する酒類間の税率格差を縮小・解消する方向で見直しを行うこととし、速やかに結論を得る。その際、一定の経過期間の下で段階的に実施し、税率構造の簡素化や各酒類間の定義の見直し等も検討する。」とされました。これは、ビール系酒類の税率一本化のための見直しとの報道が専らです。
- (2) 発泡性酒類には「ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類」がありますが、いわゆる新ジャンルは

「その他の発泡性酒類」に該当します。新ジャンルとビールの税率が同一となると、必然的に「その他の発泡性酒類」の洋酒系の発泡性酒類（缶チューハイやハイボールなど）も自動的に同じ上げ幅の（巻き添え）増税となります。ビール系酒類の税率の一本化を目論む改正が、結果的にビール系酒類以外の「その他の発泡性酒類」までも連れてビールと同一税率となります。単なる発泡性酒類という括りであるということのみで最終的にビールと同一の税率にされることは納得できません。

- (3) 洋酒系の発泡性酒類は、消費者ニーズに対応し、手軽に飲用できるものであり、また、原料、製造方法もビール系酒類と異なり、味わい等もレモン、グレープフルーツ、ゆずなどの香りや果実感があふれるものであり、ビール系酒類とは全く異なるものです。
- (4) ビール系酒類と共通している発泡性のみに着目した発泡性酒類という括りによる増税は、広く愛飲者がいる缶チューハイ等に対する増税で、大衆品増税です。また、缶チューハイ等の増税で小売価格が上昇し、缶チューハイ市場が縮小するおそれがあり、これまで市場を創造してきた製造者の努力を無にするとともに、経営に大きな影響を及ぼすこととなります。
- (5) 大綱で「アルコール健康障害対策基本法が施行されたことにも留意する」とされており、「政府・与党が酒の飲み過ぎ・未成年者飲酒などのアルコ

ール問題防止のためにも缶チューハイの増税検討」と大綱と関連するような報道がなされました。洋酒系の発泡性酒類が大量飲酒や未成年者飲酒などのアルコール問題と関連性を示す科学的根拠並びにアルコール問題と酒税の税率の関連性を示す科学的根拠は存在しません。そもそもアルコール問題は適正飲酒の啓発や飲酒教育、販売管理等により対応すべきものであり、酒税の増税で解決するものではないと考えます。

## 要望 2 洋酒に対するアルコール分に比例した 度数課税の適用範囲の拡大と1度ごとの 加算税率の引下げ

### 〔要旨〕

- 1 洋酒（ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、甘味果実酒及びリキュール）に対するアルコール分に比例した度数課税の適用範囲は、度数課税となっていない度数帯もあり限定的となっています。

近年の多様化する消費者ニーズに対応できるようにするため、度数課税となっていない度数帯もアルコール分に比例した度数課税の適用範囲とされるよう、その適用範囲の拡大を要望します。

- 2 また、最近ではアルコール分の低いチューハイやハイボールが好んで飲まれるとともに、高いアルコール分の洋酒も水割り・炭酸割り・果汁の混和等で低いアルコール分にして飲用されるなど、いずれも消費者が自ら健康に配慮した飲用実態となっています。このような実態を考慮し、今後、消費税が増税されることも踏まえ、洋酒に対する酒税は、アルコール分1度につき1万円の加算税率を、少なくとも消費税の増税される率分は引下げられるよう要望します。

### 〔説明〕

- (1) 蒸留酒に対する課税は、国際的に見ますとアルコール分に比例した度数課税が中心になっています。

これに対し、我が国の洋酒に対する度数課税は、



ウイスキー等（ウイスキー、ブランデー、スピリッツ）はアルコール分が 8 度以上 13 度未満及び 37 度以上、甘味果実酒はアルコール分が 12 度以上、リキュールはアルコール分が 8 度以上のものに限定されています。

したがって、その他のアルコール分の度数帯はアルコール分に比例しない定額課税となっています。具体的には、ウイスキー等はアルコール分が 1 度以上 8 度未満及び 13 度以上及び 37 度未満、甘味果実酒は 1 度以上 12 度未満、リキュールは 1 度以上 8 度未満がアルコール分に比例しない度数帯の定額課税という変則的な課税となっています。

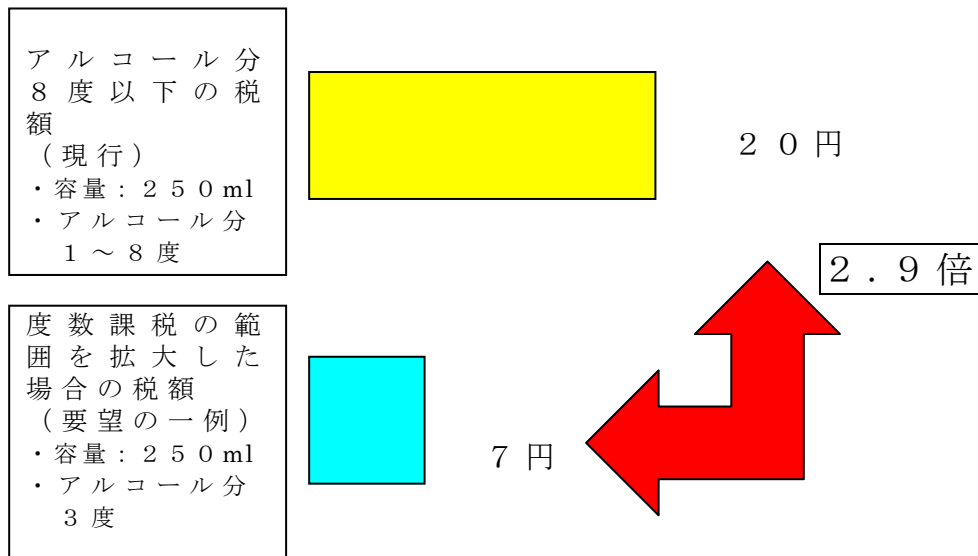
これらのアルコール分に比例しない定額課税となっている度数帯の洋酒について、近年の消費者の低アルコール分の酒類を好むというニーズに応えた商品を造ろうとしても、現行のアルコール分に比例した度数課税の範囲が下限 8 度（ウイスキー等、リキュール）ないし 12 度（甘味果実酒）又は 37 度（ウイスキー等）と限られているため、割高の酒税負担を余儀なくされることから、低アルコール商品を好むという消費者ニーズに応えた商品開発ができ難い状況にあります。

#### （具体例 1）

ウイスキー等について度数課税の適用範囲が拡大されますと、アルコール分 3 度の場合、250ml 缶 1 本当たり 7 円の税額となります。

ところが、現行税法ではアルコール分 8 度の税額と同額の 20 円となり、2.9 倍もの割高な負担を余儀なくされています。

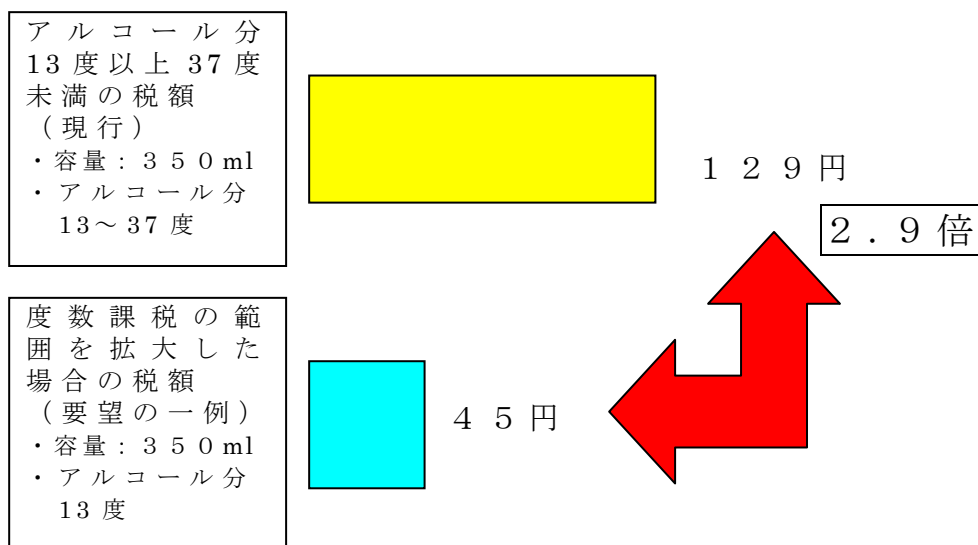
○ ウイスキー等の度数課税の適用範囲を拡大した場合の例



(具体例 2)

アルコール分 13 度のウイスキー等について度数課税の適用範囲が拡大されたとして計算しますと、350ml 缶 1 本当たり 45 円の税額となります。一方、現行酒税法では、アルコール分 37 度の税額と同額の 129 円となり、2.9 倍もの割高な負担となっています。

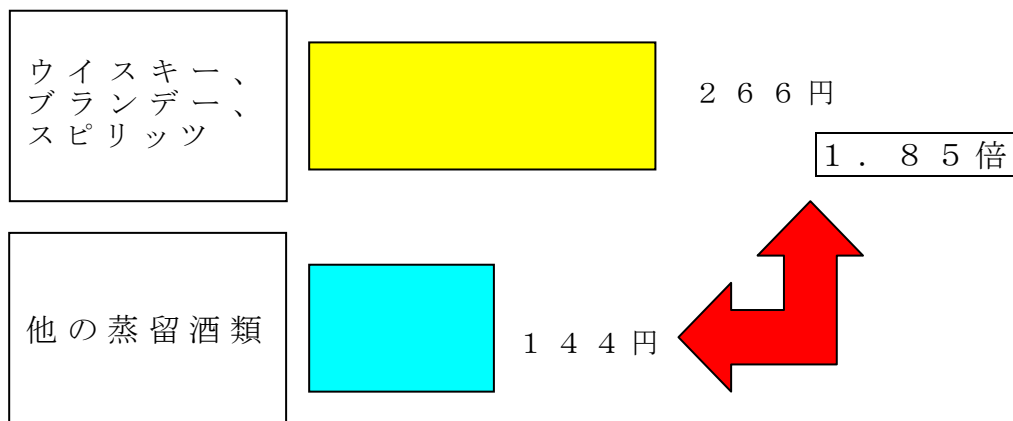
○ ウイスキー等の度数課税の適用範囲を拡大した場合の例



(2) ウイスキー等以外の蒸留酒類は、アルコール分 20 度以上が度数課税となっていますが、ウイスキー等の度数課税は、アルコール分 37 度以上となっています。

このため、酒税額は、アルコール分 37 度ではウイスキー等と他の蒸留酒類との間に違いはありませんが、アルコール分 20 度では他の蒸留酒類が 720ml びん 1 本当たり 144 円であるのに対して、ウイスキー等は 720ml びん 1 本当たり 266 円（アルコール分 37 度の税額と同額）と 2 倍近い格差があります。

- ウイスキー等と他の蒸留酒類との酒税額の比較  
(アルコール分 20 度、容量 720 ml)



イ このような度数課税の格差は、商品価格に反映し、本来中立であるべき税制が消費者ニーズに適応した商品開発を妨げ、結果的に消費者の商品選択の幅を狭めることとなっています。

ロ 税制上の格差が設けられた趣旨は、酒類の品目間の分野調整のためと言われてはいますが、制

度創設時あるいは基本税率に大きな格差があった時代ならともかく、基本税率が同額となり、消費者ニーズが多様化している今日にあっては、極めて合理性に欠ける制度です。

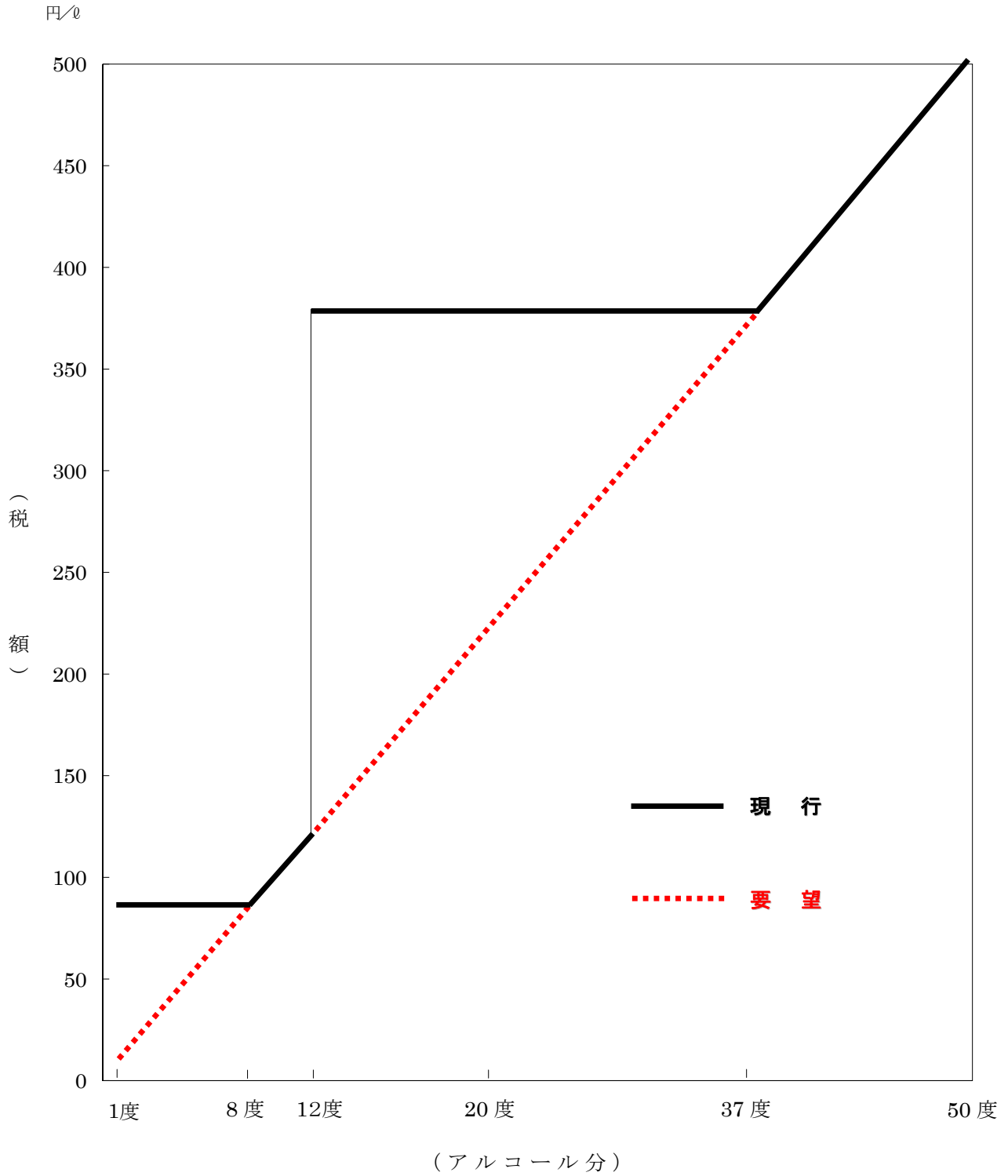
ハ 平成 18 年 5 月の酒税法改正において、ウイスキー等と他の蒸留酒類が同じ「蒸留酒類」となり基本税率も同額となったことは、同種・同等のものとして認められたものと言えます。

よって、平成 14 年 6 月の政府税制調査会答申でも述べられている「同種・同等のものには同様の負担」という消費課税の基本的考え方に沿って早急に負担の均衡を図るようアルコール分に比例した度数課税の適用範囲の拡大をすべきです。

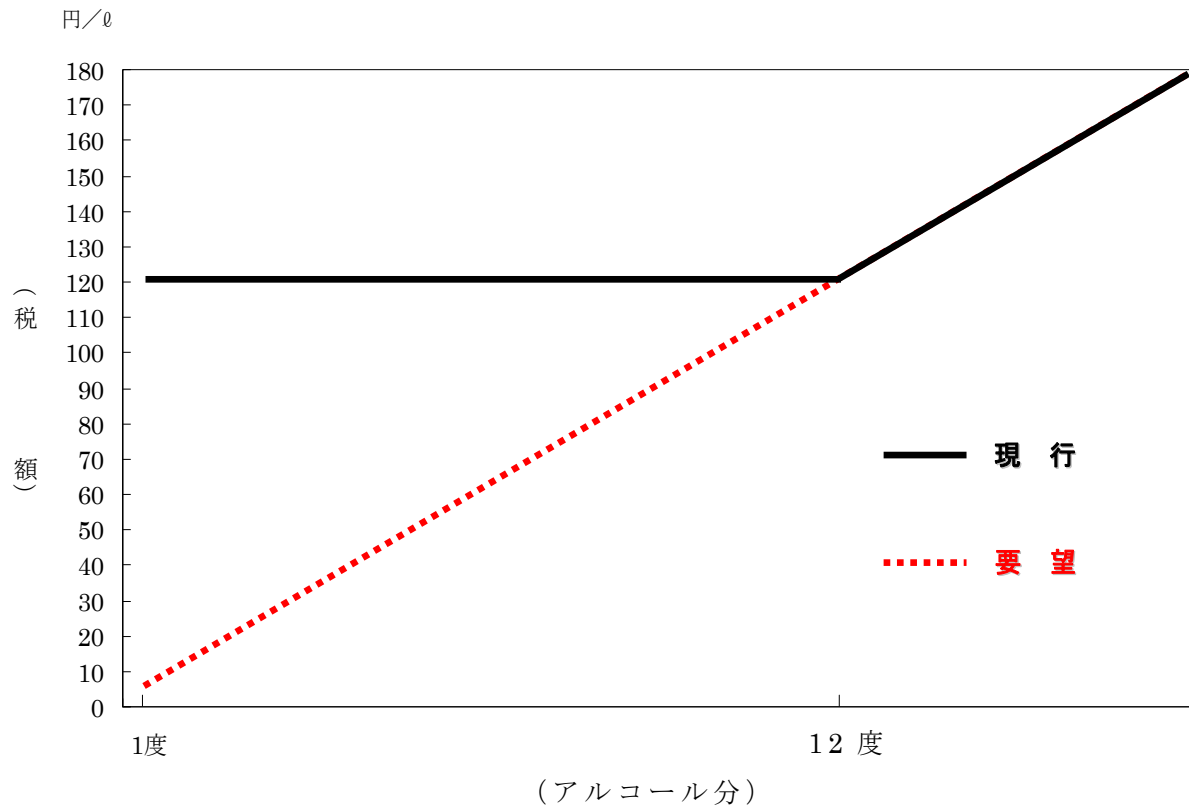
ニ 酒税の税率は、酒類の持つ致酔度すなわちアルコール分の強弱に応じて上下することが基本と考えます。このことから、アルコール分 13 度の酒類と 37 度の酒類が同額の酒税を負担していることは極めて疑問と言わざるを得ません。また、同じ 20 度の蒸留酒の場合、ウイスキー等と他の蒸留酒類の間で酒税の負担額が 2 倍近い格差があることは全く理解しがたいものです。

ホ 今後、消費税の税率が改正されるに伴い、納税義務者の税負担が大きくなり、経営を圧迫することになること、また、消費者の税負担も増えることになることから、アルコール分 1 度につき 1 万円の加算税率を少なくとも消費税の増税される率分は引き下げるべきと考えます。

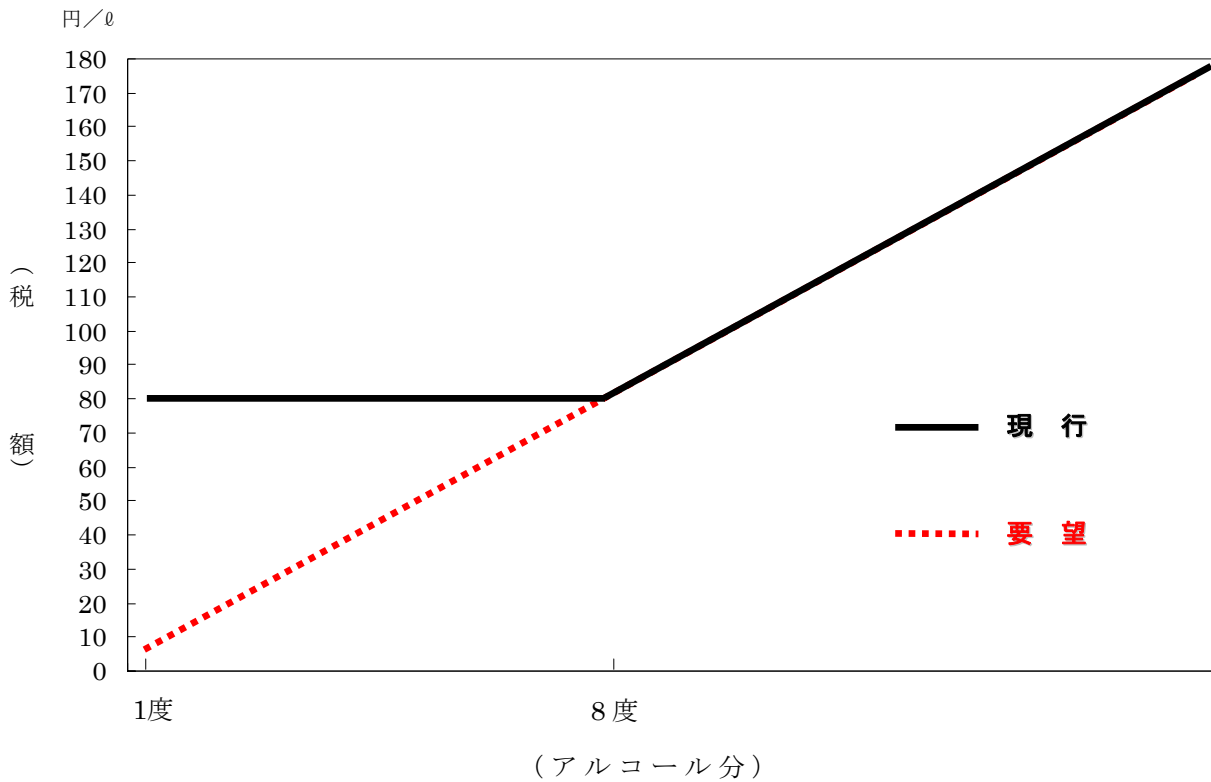
(図1) ウイスキー、ブランデー、スピリッツに  
対する度数課税の適用範囲の拡大要望



(図2) 甘味果実酒に対する度数課税の適用範囲の拡大要望



(図3) リキュールに対する度数課税の適用範囲の拡大要望



### 要望 3 薬酒に対する軽減税率制度の導入

〔要旨〕

薬酒（薬事法上の医薬品）は、致酔飲料というより、薬として高齢の人あるいは虚弱体質の人等が健康保持、健康回復等のために飲用しているものです。

薬酒が、国民の健康増進、福祉の向上等と深く関係している酒類であることを考慮され、大幅な酒税の軽減をされるよう要望します。

〔説明〕

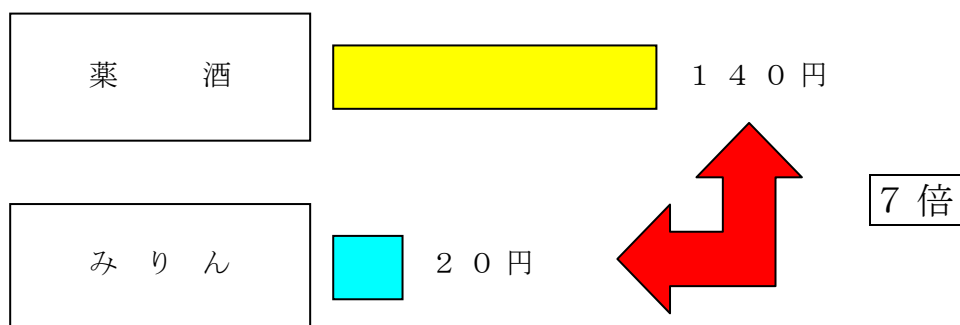
(1) 薬酒は、致酔を目的とせず、主として高齢の人あるいは虚弱体質の人等が健康保持、健康回復等のために服用され、定められた用法用量に従い一日当たりの服用量の上限が示されています。また、薬酒の原料のアルコールは、「生薬の薬効成分を効率良く抽出するための溶媒」としての使用が目的の一つです。

(2) ところで、薬酒と同様に酒類の中で致酔を目的としないため低税率が適用されている例としては「みりん」があります。

みりんの税額は 20 円 / 10（14 度）であるのに対して、薬酒（リキュール）の税額は 140 円 / 10（14 度）であり、実に 7 倍の負担を余儀なくされています。

○ 薬酒とみりんの酒税額の比較

(アルコール分14度、容量1ℓ)



(3) 致酔を目的としない酒類であるという点では薬酒とみりんは同じであるのみならず、薬酒が国民の健康増進、福祉の向上等と深く関係している酒類であることを考慮の上、大幅な酒税の軽減をされるよう要望します。

(4) 現行の国税庁通達では、厚生労働大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品のうち特定のものについては、アルコール分1度以上で飲用に供することができるものであっても酒類には該当しないことに取り扱われています。更に、薬酒は薬局でのみ販売されている実態があります。

以上のことから薬酒に係る酒税の軽減は合理性があると考えます。



## 要望 4 混成酒類の基本税率の改正

〔要旨〕

混成酒類の基本税率を蒸留酒類と同じ税率に改正するよう要望します。

- 1 混成酒類の基本税率（1 kℓ当たり 22 万円で、アルコール分が 21 度以上のものにあっては 22 万円にアルコール分が 20 度を超える 1 度ごとに 1 万 1 千円を加えた金額）。
- 2 蒸留酒類の基本税率（1 kℓ当たり 20 万円で、アルコール分が 21 度以上のものにあっては 20 万円にアルコール分が 20 度を超える 1 度ごとに 1 万円を加えた金額）。

〔説明〕

アルコール分類差等課税を採用している混成酒類と蒸留酒類の間にあって、同じアルコール分にもかかわらず、1 度当たり 1 千円の格差が設けられていますが、この差については合理的な理由が全くないと思われます。

なお、混成酒類の代表的な酒類である、甘味果実酒及びリキュールは特別税率として 12 度を超える 1 度当たりの加算額が 1 万円と規定されており、実質的に混成酒類の基本税率を適用する酒類は雑酒の 21 度以上のものに限られることから、その酒類のためだけに基本税率を維持する必要性はないものと考えます。

## 要望5 流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度の導入

### 〔要旨〕

流通市場の酒類販売業者の所持する酒類について、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を導入されるよう要望します。

また、廃棄する場合、廃棄処理施設の発行する廃棄証明書により、酒税の還付が受けられる制度を導入されるよう要望します。

### 〔説明〕

- (1) 現在、流通市場にある酒類が被災した場合、それらに係る酒税は、その納税義務者である酒類製造者等を通じて被災者に還付する制度となっています。

しかし、流通段階における書類の整理が不十分なため、酒類製造者等が被災者に還付した税相当額について、国から還付を受けられないケースがあり、当該酒税相当額は酒類製造者等の負担となっています。また、被災酒類の酒税の還付に要する事務処理負担は大きいものがあります。

- (2) 流通市場にある酒類が変質し消費者に販売することが出来なくなった場合、流通業者が廃棄しても酒税の還付を受けられないため、酒類製造場へ返品し、酒類製造者が戻入れ控除を受け、流通業者へ酒税分を還付していますが、酒類を製造場に戻す事務処理と物流経費が大きな負担となっています。

- (3) 流通市場にある季節を限定した酒類及び賞味期限を付した酒類を消費者に販売することができなくなった場合、流通市場から酒類製造場まで返品しても、最終的には廃棄しており返品のための物流経費が無駄になっています。
- (4) そこで、流通市場にある酒類販売業者が所持する酒類が、被災した時に被災場所の所轄税務署長がその数量等を確認した場合及び変質や期限切れのため廃棄する時、所轄税務署長の確認を受けた場合は、手持品課税制度の例に従い、被災者又は廃棄する者である酒類販売業者に酒税を直接還付する制度を新設されるよう要望します。
- また、酒類を廃棄する際、公害関連施設を完備した処理工場又は公的処理施設を活用した場合は、これらの廃棄処理工場の廃棄した証明書により、酒税の控除・還付が受けられる制度を新設されるよう要望します。

## 要望 6 制度の簡素合理化

〔要旨〕

酒税法を見直し、申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

〔説明〕

酒税法は、法の歴史も古く、酒類製造者に対し、申告、届出、承認、許可等の多くの義務規定を定めています。

これらの義務規定は、今日の酒税が移出課税で、かつ、申告納税制度であることを考えますと、存続させる必要性のない規定が多くあります。新しい時代に適合するよう酒税法の抜本的な見直しを行い、多くの要望事項の実現を図られるよう要望します。

例えば、

- ・ 未納税移出の範囲の拡大と申告手続きの簡素化
- ・ 未納税蔵置場の範囲の拡大
- ・ 記帳義務の簡素化、記帳事項の省略